

千葉県若手医師地域定着促進事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、若手医師等（第2条第3号の区分に掲げる医師等をいう）のスキルアップと所属や業務の垣根を超えた交流を奨励し、県内で勤務する若手医師の地域定着を促進するため、若手医師等の学習活動などに要する経費について、予算の範囲内において、本要綱に基づき給付金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付の対象は、次に掲げる各号の要件を全て満たす、学習活動など（対面で5人以上が参加する学習活動が年3回以上含まれる場合に限る。）を行う若手医師等の自主グループとする。

- (1) 概ね40歳までの医師又は医学生であって、県内に所在する医療機関又は大学に所属する者が代表者であること。
- (2) グループの構成員は、5人以上であること。
- (3) グループの構成員は、下表の各区分のうち2以上の区分の医師等が含まれていること。

区分
県内に所在する大学に所属する医学生
県外に所在する大学に所属する医学生（千葉県医師修学資金貸付制度利用者に限る。）
県内医療機関で臨床研修を行う研修医
県内医療機関で専門研修を行う専攻医
県内に所在する大学に所属する大学院生

- (4) グループの構成員は、設置主体が異なる複数の医療機関・大学等に所属する者が含まれていること。
- (5) 年間のグループ活動計画を作成していること。
- (6) グループの概要について、県のホームページで公表することに同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、給付金の交付を受けようとするグループの構成員が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該グループは、交付の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(グループの登録等)

第3条 この要綱に定める給付金の交付を受けようとするグループの代表者は、県にグループの登録をしなければならない。

- 2 前項の登録に当たっては、給付金の交付を受けようとする年度の12月末日までに、千葉県若手医師等グループ登録届出書（別記様式第1号）を知事に提出することとする。
- 3 知事は、前項の規定により届出を受けた場合は、その内容を審査し、第2条第1項各号の要件を満たしていると認めたとき、届出のあったグループの概要を県のホームページに公表する。
- 4 グループは、前項の規定による公表をもって、登録されたものとする。
- 5 前項の規定によりグループが登録された後は、毎年度、千葉県若手医師等グループ状況報告書（別記様式第2号）を知事に提出し、グループの状況等を報告しなければならない。なお、当該報告は、1月1日から1月31日までの期間に行うこととする。

- 6 グループを解散しようとするとき、又は第2条第1項各号の要件を満たさなくなったときは、千葉県若手医師等グループ解散届出書（別記様式第3号）を速やかに知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、前項の規定により届出を受けた場合は、県のホームページに公表しているグループの概要を削除する。

（給付金の交付額）

第4条 この給付金の交付額は、学習活動への平均参加人数（給付金の交付を受けようとする年度の12月末日が属する年にグループで行った学習活動のうち対面で5人以上が参加したものに、対面で参加した平均人数をいう。以下、同じ。）に下表の単価を乗じた額とする。ただし、1グループ当たり200千円を上限とする。

対面で5人以上が参加した学習活動の実施回数	単価
3～5回	10千円
6回以上	20千円

- 2 前項の場合において、学習活動への平均参加人数の算出には、前条のグループの登録前に行った学習活動への参加者数及びグループの構成員以外の参加者数を含め、小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請等）

第5条 第3条の規定により登録されたグループについて、給付金の交付の申請をしようとするときは、グループの代表者は、給付金の交付を受けようとする年度の1月末日までに、千葉県若手医師地域定着促進事業給付金交付申請書兼活動報告書兼請求書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請においては、グループの代表者を含めたグループの構成員5名（以下「グループの代表者等」という。）が、次の各号について誓約することとする。
- （1）第7条の規定に従うこと。
 - （2）第8条第2項の規定により給付金の返還が生じた場合は連帯して返還すること。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条に定める申請等があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとし、申請者に対して給付金を交付する。

(交付の条件)

第7条 給付金の交付を決定する場合において、次に掲げる各号の条件を附する。

- (1) 給付金は、グループの活動に要する経費に使用しなければならない。
- (2) 給付金により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、グループの活動目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (3) 規約等を制定し、専用口座を開設するなど、グループの意思決定や会計処理を明確にするよう努めること。
- (4) 給付金の交付を受けた者は、領収書等関係書類を整理し、給付金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) グループの構成員は、県等が実施する医師確保等に関する取組に対して、協力するよう努めること。
- (6) その他知事が必要と認める事項

(決定の取消し等)

第8条 知事は、第6条の規定により交付の決定等がなされたグループの構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- (3) 前条各号の条件に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、給付金の当該取消に係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 第1項の規定により給付金の交付の決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、グループの代表者等は、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算し

た加算金を県に納付しなければならない。

- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、グループの代表者等の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 5 給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、グループの代表者等は納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度以降の予算に係る給付金について適用する。